

経済産業省 同時発表

平成27年10月7日

衣類等の新しい洗濯表示に関するポスター、リーフレット・パンフレットの作成について －新しい洗濯表示の普及と正しい理解に向けて－

衣類等の新しい洗濯表示について、消費者に正しく理解されることを目的として、ポスター、リーフレット・パンフレットを作成し、広く普及・周知することとしました。

1. ポスター、リーフレット・パンフレット作成の背景

平成27年3月に家庭用品品質表示法[※]に基づく繊維製品品質表示規程が改正され、平成28年12月から、衣類等の繊維製品の洗濯表示を、従来のJIS L0217から新しいJIS L0001にならったものに変更します。新しい洗濯表示では、記号の種類が22種類から41種類に増え、記号が全て変わります。

このため、新しい洗濯表示の消費者への普及・周知として、正しく理解されることを目的に、今回、ポスター、リーフレット・パンフレットを作成しました。

※ 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるよう規定された法律です。繊維製品に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基づき、繊維製品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第558号)において定められています。

2. 今後の普及・周知

今回作成したポスター、リーフレット・パンフレットを消費者庁のウェブサイトに掲載します。また、このうち、リーフレット・パンフレットは、経済産業省と共同で作成したものであり、経済産業省のウェブサイトにも掲載されます。下記のURLを御覧ください。

今後、消費者団体等に同ポスター、リーフレット・パンフレットを配布することで、新しい洗濯表示の普及・周知を図ってまいります。

・消費者庁ウェブサイト：<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

パンフレット・書籍のページ「平成28年12月から洗濯表示が変わります」、「新しい！衣類の『取り扱い表示』」、「衣類の新しい『取り扱い表示』で上手な洗濯！」に掲載

・経済産業省ウェブサイト：<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/index.html>

パンフレット・リーフレットのページ「衣類等の新しい洗濯表示」に掲載

(本発表資料のお問い合わせ先)

消費者庁 表示対策課

担当者：北原、佐藤

電話：03-3507-9205（直通）